

内閣府孤独・孤立対策推進室提出資料

令和 7 年 9 月 11 日

第 9 回 こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議



孤独・孤立 対策
官民連携プラットフォーム

孤独・孤立の悩みを受け付ける相談支援の推進

- 官民連携プラットフォーム加入団体の共同実施により、利用者の事情に寄り添った相談支援を実施。
- 相談窓口体制や相談と支援をつなぐ体制の整備、関係団体相互の連携強化により、孤独・孤立で悩む方々をきめ細やかに支援。

実施体制

- 官民連携プラットフォームにおける孤独・孤立対策の相談支援を担う関係団体が中心となって本事業の実施に向けて検討、企画。
- 相談対応、地域での支援について官民連携プラットフォーム加入団体の協力を得る。
- 各自治体、警察、福祉事務所、自立支援機関等へ協力依頼。

協力団体

- 【窓口での相談対応】
相談業務の実績のあるNPO法人・民間団体など
- 【地域での支援対応等】
深刻な状況において面談・同行支援に対応いただける地域の支援団体や、専門分野の支援団体など

実施方法

- 相談ダイヤル#9999(フリーダイヤル、GW・年末年始に実施)
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる
分野の例: 孤独・孤立の悩み、女性の悩み、性別の違和、外国語相談、18歳以下
- 相談内容が深刻と判明した場合、地域の支援団体につなげる。
- 相談から支援につなぐモデルの構築に重点を置いて実施。
事業実施後、効果的なモデル構築に向け、分析・検証に活かしていく



- ・孤独・孤立に悩んでいる方
- ・18歳以下の方
- ・外国語で相談したい方
- ・性別の違和や同性愛に関して相談したい方
- ・女性の方
- ・被災して相談したい方



- ・孤独・孤立に悩んでいる方



- ・孤独・孤立に悩んでいる方
- ・18歳以下の方
- ・性別の違和や同性愛に関して相談したい方
- ・若年の女性の方

※内閣府孤独・孤立対策推進室ホームページ「あなたはひとりじゃない」において、支援・相談窓口を探すチャットボットを紹介

今後に向けて

- 相談窓口の効果的な連携体制や相談から支援へのスムーズな連携・引継ぎの在り方を整理。人材育成の強化に必要な方策も整理。

⇒相談者に寄り添った相談支援体制の充実

あなたはひとりじゃない（孤独・孤立対策ウェブサイト）

一般向けページ (サイトトップページ)

令和3年
11月2日公開

自動応答によるチャットボットにより、約150の国の支援制度や相談窓口の中から、利用者の悩みに応じたものを紹介する機能や、悩みを抱えている方向けのFAQや専門家からのヒント等を掲載。

悩みに対応する国の支援制度・相談窓口を紹介

ボット(国) あなたが困っていること、悩んでいることはどのようなことですか。	ボット(国) ありがとうございます。あなたを支援する情報を紹介します。
生活・住まい・食事 生活費の削減に役立つ情報	ボット(国) 【障害・障害者サポート事業】 生活費の削減に役立つ情報や、障害者の心身の不調に関する相談を受け付けることができます。また、生活費の削減に役立つ情報は、障害者支援の事業で受け付けることができます。
仕事・学業 仕事・学業に関する情報	ボット(国) 【障害・障害者サポート事業】 生活費の削減に役立つ情報や、障害者の心身の不調に関する相談を受け付けることができます。また、生活費の削減に役立つ情報は、障害者支援の事業で受け付けることができます。
結婚・出産 結婚・出産に関する情報	ボット(国) 【障害・障害者サポート事業】 生活費の削減に役立つ情報や、障害者の心身の不調に関する相談を受け付けることができます。また、生活費の削減に役立つ情報は、障害者支援の事業で受け付けることができます。
子育て 子育てに関する情報	ボット(国) 【障害・障害者サポート事業】 生活費の削減に役立つ情報や、障害者の心身の不調に関する相談を受け付けることができます。また、生活費の削減に役立つ情報は、障害者支援の事業で受け付けることができます。
一人暮らししている人との関係 一人暮らししている人との関係に関する情報	ボット(国) 【障害・障害者サポート事業】 生活費の削減に役立つ情報や、障害者の心身の不調に関する相談を受け付けることができます。また、生活費の削減に役立つ情報は、障害者支援の事業で受け付けることができます。
介護(家事や買い物、運転、トイレ、入浴などの支援) 介護(家事や買い物、運転、トイレ、入浴などの支援)に関する情報	ボット(国) 【障害・障害者サポート事業】 生活費の削減に役立つ情報や、障害者の心身の不調に関する相談を受け付けることができます。また、生活費の削減に役立つ情報は、障害者支援の事業で受け付けることができます。
犯罪被害・被害者支援 犯罪被害・被害者支援に関する情報	ボット(国) 【障害・障害者サポート事業】 生活費の削減に役立つ情報や、障害者の心身の不調に関する相談を受け付けることができます。また、生活費の削減に役立つ情報は、障害者支援の事業で受け付けることができます。
相談・助成金・社会とのつながりの関係 相談・助成金・社会とのつながりの関係に関する情報	ボット(国) 【障害・障害者サポート事業】 生活費の削減に役立つ情報や、障害者の心身の不調に関する相談を受け付けることができます。また、生活費の削減に役立つ情報は、障害者支援の事業で受け付けることができます。
次世代・高齢 次世代・高齢に関する情報	ボット(国) 【障害・障害者サポート事業】 生活費の削減に役立つ情報や、障害者の心身の不調に関する相談を受け付けることができます。また、生活費の削減に役立つ情報は、障害者支援の事業で受け付けることができます。
新型コロナウイルス関係 新型コロナウイルス関係に関する情報	ボット(国) 【障害・障害者サポート事業】 生活費の削減に役立つ情報や、障害者の心身の不調に関する相談を受け付けることができます。また、生活費の削減に役立つ情報は、障害者支援の事業で受け付けることができます。
自治体の施策や支援を受ける場所がない 自治体の施策や支援を受ける場所がないに関する情報	ボット(国) 【障害・障害者サポート事業】 生活費の削減に役立つ情報や、障害者の心身の不調に関する相談を受け付けることができます。また、生活費の削減に役立つ情報は、障害者支援の事業で受け付けることができます。

FAQ

皆さんからのよくあるご質問

Q1.なぜ孤独・孤立対策が必要?

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルスの感染拡大によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化しています。

これは、まさに現代の社会問題として、真正面から向き合うことが必要であるという考えのもと、本年2月に孤独・孤立問題に取り組む、世界で初めての国連認定NPOが設立されました。



専門家からのヒント

まずは相談してみましょう

全国のさまざまな相談窓口にいる社会福祉士の目線から、相談窓口を活用することのメリットと活用するためのポイントを教えていただきました。

ヒントを読んで、ぜひ相談窓口を上手に活用してみてください。



【サイトバナー・QRコード】

あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



【URL】 <https://notalone-cao.go.jp/>

18歳以下向けページ (サイト内ページ)

令和3年
8月17日公開

自動応答によるチャットボットにより、利用者の悩みに応じた相談窓口を紹介する機能や、悩みを抱えている方向けのQ&A等を掲載。

悩みに対応する相談窓口を紹介

ボット(国) あなたに当てはまるものをえらんでください。	ボット(国) 01-41 電話で話したい
小学校1・2年生	ボット(国) ありがとうございます。 お話ができる相談窓口を紹介します。
小学校3・4年生	ボット(国) 【いのちSOS】 電話番号：0120-061-338 受付時間：月 24時間、火～日 10:00～24:00
小学校5・6年生	ボット(国) 【子どもの人権110番】 電話番号：0120-007-110 受付時間：平日8:30～17:15
中学生	
15～18歳	

悩みを抱えている方の質問や回答

孤独・孤立対策推進室が答えます
みなさんからの質問

Q 悩みごとって1人で解決するものですか?

A いいえ、悩みごとは1人で解決するものではありません。1人で悩みをかかえていると、だんだん気持ちが悪くなる場合があります。

まずは周りの人や相談窓口でお話してみるのはどうでしょうか。誰かにたよることは、決してはずかしいことでもありません。

【サイトバナー・QRコード】

18歳以下のみなさんへ

悩みを相談できる窓口をご紹介します

探してみる

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



【URL】 <https://notalone-cao.go.jp/under18/>

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進（全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等）
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

5. その他

- ・ 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

施行期日

令和6年4月1日

孤独・孤立対策推進本部①

- 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第20条に基づき、内閣府の特別の機関として設置。
- 孤独・孤立対策推進本部令において、孤独・孤立対策推進本部の庶務は政策統括官が処理すること及び本部の運営に必要な事項は本部長が本部に諮って定めること規定する。
- 孤独・孤立対策推進本部本部員である閣僚を補佐するとともに、関係行政機関相互の機動的な連携を図るため、担当大臣を議長とし、各府省庁の局長・審議官級から構成される推進会議を下部会議として設置する。

所掌事務（法第21条）

- ①孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ②上記のほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。

本部構成員（法第23条～第25条）

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官及び孤独・孤立対策担当大臣
構成員	総務大臣
	法務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	国土交通大臣
	環境大臣
	上記のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
	⇒全閣僚が構成員となるよう指定を行う

（参考）孤独・孤立対策推進会議構成員

議長	孤独・孤立対策担当大臣
議長代行	孤独・孤立対策を担当する内閣府副大臣
副議長	孤独・孤立対策を担当する内閣府大臣政務官
構成員	全府省庁の局長・審議官級

推進本部開催実績

○第1回（令和6年4月19日）

【議事】

- （1）孤独・孤立対策の推進体制について
- （2）孤独・孤立対策重点計画の策定に向けて
- （3）高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

- ・運営要領及び推進会議の設置について本部決定、これまでの対策の振り返り、新たな重点計画策定に向けた進め方について説明、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について厚生労働省より説明

○第2回（令和6年6月11日）

【議事】

- （1）孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）について
- （2）高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

- ・「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）」について本部決定、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について厚生労働省より報告

○第3回（令和7年5月27日）

【議事】

「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」改定案について

- ・「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」改定案について本部決定

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 令和7年改定のポイント

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行、同年6月に法に基づく重点計画を策定。
- 法施行後1年間、内閣府において孤独・孤立対策担当大臣を中心に、地方公共団体・NPO等の支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を重点的に推進。また、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ねてきた。
- 本部の下での孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（NPO等）の意見を聴取した上で、重点計画の改定案を推進本部において審議。

①現行計画の重点取組事項を着実に推進しつつ、②現在直面している課題・中長期的な課題等に的確に対応するため、**重点計画を改定**（孤独・孤立対策推進本部決定）

①令和6年計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」→ 取組を強化し、引き続き重点的に推進。

- ・ 地方公共団体への伴走支援やNPO等の取組支援等について、交付金等も活用しつつ、現場の工夫や課題も含めた横展開の取組を推進。
- ・ 「つながりサポーター」の更なる普及を始め、孤独・孤立状態の予防を目指した取組を強化。
- ・ 目標設定の好事例横展開などを通じ、重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組など



②現在直面している課題・中長期的な課題等→新たに重点取組事項に盛り込み、関係府省連携して対策を推進。

【現在直面している課題】

✓ **小中高生の自殺者数が過去最多**

- ー 令和6年は529人と過去最多。
- ー 女子中高生についてみると、女子中学生・女子高校生ともに増加している現状



【中長期的な課題】

✓ **将来の単身世帯・単身高齢世帯の増加見込み**

= 孤独・孤立リスクを抱える方も増加見込み

- ー 単身世帯数が今後増加し、2050年度44.3%（推計）

✓ **孤立死者数の推計：約2万2千人**

- ー 孤立死WGが令和6年の推計を公表。
- ー 「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたもの。



- 児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組の推進。

- 関係府省庁・地方公共団体との密接な連携の下、現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの「居場所・つながりづくり」等、中長期的視野に立った孤独・孤立状態の予防のための取組の推進。

このほか、就職氷河期世代を含む中高年層の支援や、身寄りのない高齢者の支援についての関係府省庁が連携した取組の推進 など

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11決定（R7.5.27一部改定））のポイント

重点計画の意義

- 令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①つながり・居場所づくり ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階や設置後の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金等を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題の把握・整理を行い、地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- ・ 家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- ・ 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進